

報告事項（１）

10月定例教育委員会 資料	
年月日	令和2年10月26日
担当課	教育総務課

鳥取市立学校の配置及び校区の設定について (答申)

令和2年10月12日

鳥取市校区審議会

目次

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 鳥取市立学校の現状と課題・・・・・・・・・・ 2
3. 鳥取市がめざしている教育・学校のあり方・・・・ 6
4. 学校適正規模・適正配置の基本的な考え方・・・・ 7
5. 学校適正規模・適正配置の基準・・・・・・・・・・ 9
6. ブロックの区分とブロックごとの学校数の目安・・ 11
7. 早急に議論が必要な学校区のあり方について・・・・ 17
8. 今後の具体的な取組方策について（留意事項）・・ 24
9. おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

1. はじめに

■本答申に至った背景

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、我が国は平成 20（2008）年をピークに人口減少局面に入っている。本市においても少子化や生産年齢人口の転出超過により、人口減少が中長期的に進むことが見込まれ、学校の小規模化に伴う教育環境への様々な課題がこれまで以上に生じることが懸念される。

そういった中で、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいとする「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 ～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」(以下「手引」という。)(平成 27 年 1 月 27 日)が文部科学省より出されるに至った。

また、おおむね 30 年後の人口減少・超高齢社会においても、健康で文化的な市民生活の確保や機能的な都市構造の維持を目指すため「鳥取市都市計画マスタープラン」(平成 29 年 3 月)が策定された。この「鳥取市都市計画マスタープラン」においても、「安心して住み続けられる地域づくり」を視点として、小・中学校については、地域の実情に合わせて、適正規模・適正配置の中長期的な検討が求められるとしている。

こうしたことから、第 14 期鳥取市校区審議会(以下「本審議会」とする。)は、平成 30 年 10 月に鳥取市教育委員会から「鳥取市全域の市立小・中学校・義務教育学校の学校配置及び校区の設定について」諮問を受けた。諮問の内容は以下の 2 点である。

- (1) 早急に議論が必要な学校区のあり方について
- (2) 鳥取市全域の中長期的な学校区のあり方について

以来、本審議会では、平成 30 年 10 月から令和 2 年 10 月まで計 14 回の会議を開催し、将来を見据えた学校の在り方について下記の点に留意し検討を行った。

- ・学校教育の直接の受益者である児童・生徒、その保護者、そして将来の担い手である就学前の児童・生徒、その保護者に寄り添った答申とすること。
- ・小規模の学校について一律に統合の対象とするのではなく、学校が地域コミュニティの核としての性格を有することに配慮した答申とすること。
- ・学校の在り方とまちづくりの在り方は不可分であるため、地域の実態に応じた責任ある議論が行われるようブロック分けを行うこと。

なお、本答申の審議過程において、新型コロナウイルス感染症が全国に拡大し、我が国の生活様式が大きく変容しようとしている。「3つの密」を避ける等、人とのかわりが一層希薄にならざるを得ない状況だからこそ、他者と関わりながら学ぶ「学校」の存在はますます重要となり、その適正規模について、多くの市民を巻き込んで議論する必要は高まっていると言える。

以上の点を考慮し、今後の本市の学校のあり方について、後述のような結論を得たことから鳥取市教育委員会に答申する。

鳥取市校区審議会

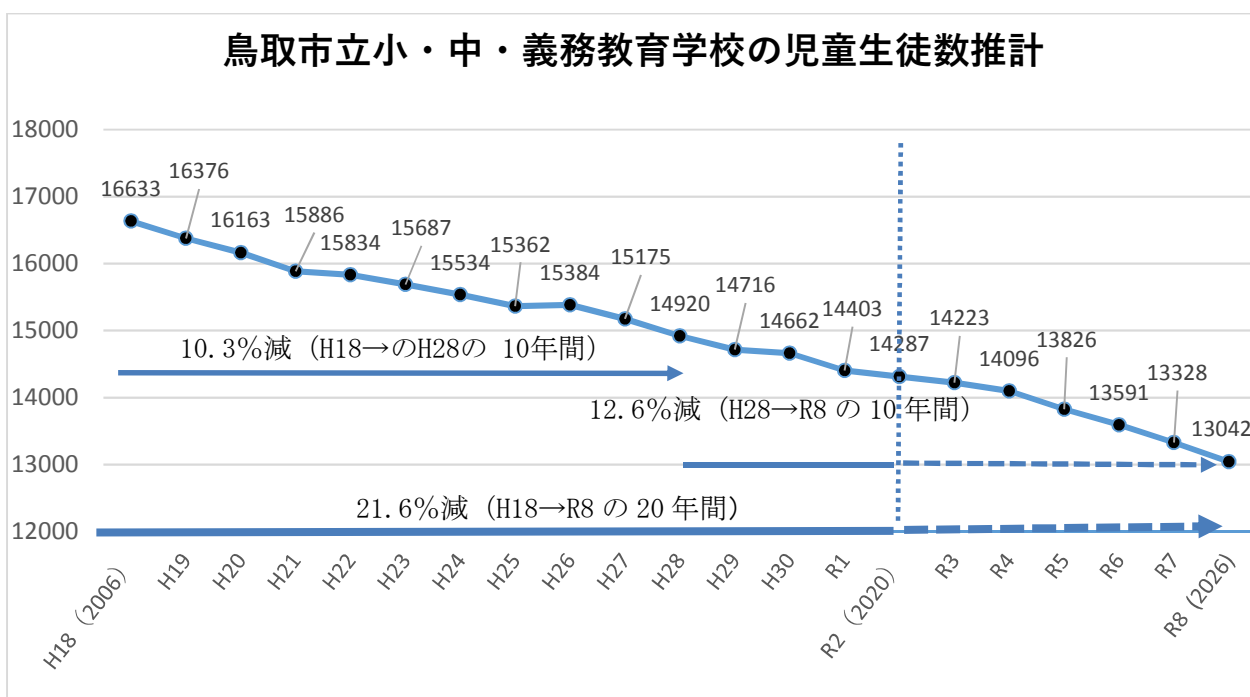
2. 鳥取市立学校の現状と課題

■鳥取市立学校の現状と課題

全国的な少子化の進行により、児童生徒数が減少し、鳥取市においても今後その傾向は顕著となる。

下記の図は、平成18年度から令和2年度までの鳥取市立の小・中学校の児童生徒数の実績値、令和3年度から令和8年度までの推計値を示したものである。

令和2年度の児童生徒数は14,287人であり、図から見て取れるように右肩下がり減少を続けている。平成18年度から平成28年度の10年間の児童生徒数の減少率を見ると10.3%減、同様に平成28年度から令和8年度の10年間の減少率を見ると12.6%減になると見込まれ、今後ますます減少幅が大きくなることが予想される。また、平成18年度から令和8年度までの20年間を見ると、21.6%減となる見込みである。



(備考)

- ※ R2までの実数は、毎年度5月1日現在の市立小・中学校の児童生徒数。
- ※ R3以降の入学児童数は、市内の未就学児童数から、鳥取大学附属小学校入学時募集定員70人/学年を差し引いた人数。
- ※ R3以降の入学生徒数は、市立小学校からの進学児童数から、鳥取大学附属中学校入学時募集定員70人/学年・青翔開智中学校定員40人/学年を差し引いた人数。
- ※ 住民基本台帳の数値を参考とする。

なお、令和2年度における規模別¹の本市公立小・中・義務教育学校の学級数は以下の通りである。

○小学校

学校規模	過小規模	小規模	適正規模	適正規模	大規模
学級数	1～5	6～11	12～18	19～24	25～39
学校数	7	20	8	4	0

計 39 校 最小 4 学級 最大 20 学級

○中学校

学校規模	過小規模	小規模	適正規模	適正規模	大規模
学級数	1～5	6～11	12～18	19～24	25～39
学校数	2	5	4	2	0

計 13 校 最小 3 学級 最大 22 学級

○義務教育学校

学級数	1～8	9～
学校数	0	4

以上の通り、学級の数で見ると小学校で5倍、中学校で7倍以上の開きがある。
(詳細は別紙1参照)

■学校の小規模化による課題

本市には、1学年につき1学級しかなく、クラス分けができない学校や、学級規模が基準以下で、複式学級を設置することを余儀なくされている学校が複数存在する。また、その数も今後増加すると考えられる。

小規模校には、児童・生徒一人ひとりに目が届きやすく、子どもたちの生活環境や、興味・関心を把握しながら、学習指導ができるなど、きめ細かな指導が行いやすいといったメリットがある一方で、以下のような課題がある。

(1) 1学級の人数が少ないことによる課題

- ・国の基準により、複式学級の設置が余儀なくされる²。
- ・多様な意見の中で、対話を通して学ぶ「主体的・対話的で深い学び」³の実現が困難となる。
- ・班活動やグループ活動に制約が生じる。
- ・集団の中で自己主張をしたり、自己抑制をしたりする経験を積みにくい。

(2) 学級が少ない、児童生徒数が少ないことによる課題

- ・クラス替えができないことによる人間関係の固定化の可能性はある。

¹ 文部省助成課「これからの学校施設づくり」昭和59年作成による分類。

² 複式学級を設置する場合、通常と異なる指導順となるなど、教員に特別な技術が求められたり、児童の自習時間が増えたりといった課題が生じる可能性がある。

³ 学習指導要領においては、予測不能なこれからの時代を生き抜く子どもたちに必要な力として、知識一辺倒ではなく、他者と協力しながら、課題を見つけ、探求的に学習をすすめる「主体的・対話的で深い学び」が求められている。

- ・クラス同士が切磋琢磨する教育活動が不足する。
- ・クラブ活動や部活動の種類が限定される。
- ・学校全体として男女比の偏りが生じやすい。
- ・進学時の急激な人数の変化に児童・生徒に不安が生じやすい。
- ・教育評価⁴の妥当性、信頼性が得られにくい。
- ・各種調査（学力調査、体力テスト等）の集団の傾向や平均点等のデータが得られにくく、正規分布しにくいいため、指導方法の工夫や改善が行いにくい。

（３）学校運営上の課題

- ・本市においては、以前より教職員の年齢構成に偏りがある上に、学校が小規模化することにより、経験年数、専門性、男女比のバランスのとれた教職員配置がしにくい。
- ・主に技能系教科において、持ち時間数が少なく、一人の教員が複数の学校を掛け持ちするという状態が起きる。
- ・教職員定数⁵の関係上、教職員が主任、主事等を複数担当することを余儀なくされ、教職員一人当たりの負担増につながることから、個々の教職員の専門性を活かした指導がしにくい。
- ・免許外指導の可能性が増す。

■適正配置、地理的条件による課題

本市においては、以下のような課題のあるエリアが現在複数存在する。

（１）通学等に危険が生じるエリア

- ・居住地によっては、校区小学校への通学距離が最寄りの小学校への距離より長かったり、大きな河川をまたいで校区が設定されていたりすることにより、緊急時や悪天候時の危機管理に課題がある校区。

（２）地域の生活実態や地区公民館と小学校区が合致しないエリア

- ・小学校区の境界が町界や主要な道路によらず複雑な形状になっていたり、公民館の区域が小学校区とは異なっていたりし、地域活動の面などでも改善が必要といえる校区。

（３）比較的狭い範囲に学校が密集しているエリア

- ・中心市街地の空洞化に伴い、全体として児童数が減少しているあるいは減少が見込まれるエリアの中に、複数の小学校が近接しており、今後適正な規模を下回る校区。

■新しく出てきた課題

新型コロナウイルス感染症を踏まえ、今後の初等中等教育の在り方について中央教育審議会等で審議が始まっている。現状では、

- ・臨時休業等により児童生徒が登校できない時期が続いたことで、学校の役割の重要性が再認識されている。

⁴ どのような教育を行えばどのような成果が得られるかを分析し、次の教育活動へ生かすこと。

⁵ 教職員定数については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年）により、学校へ配置される教員は、学校規模ごとの定数に学級数を乗じた人数が設定される。このため、例えば中学校では、校長・教頭を除く教員の配置人数は、9学級の中学校では、14.5人、12学級の学校では17.9人が標準とされている。

- ・今後の議論において、特に初等中等教育は、多様な他者と関わり、対話することを通じて人を育てる営みであることに留意が必要。
- ・今後、社会全体が長期間にわたり新型コロナウイルス感染症等とともに生きていかなければならない状況であることから、感染症対策を講じつつ、健やかな学びの保障に取り組んでいかなければならない。

等の議論がある。感染症対策の観点から、少人数での指導・ソーシャルディスタンスが確保できる学級の規模などに議論が及ぶことが考えられる。

この議論は「児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていく」という学校教育の役割を放棄するものではなく、むしろその重要性を再確認するものである。本市においても感染症対策が可能で、なおかつ児童生徒の適切な教育環境が確保できる規模を議論する必要がある。

そこで、本答申において将来の学校数の目安を算定する際、現在の国の基準⁶である1クラス40人の上限（小学1年生は35人）ではなく、「1クラス30人」を上限として算定することとした。本審議会としても、児童生徒の個性を伸長したり、きめ細やかな指導をしたりしながらも、一定規模の集団を確保するためには、1クラスあたり30人程度が適切であると考え。この議論は現在、中央教育審議会や教育再生実行会議で行われており、教育委員会としても、議論の動向を注視しながら、関係機関への働きかけを強めるべきである。

⁶ 国の基準は公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条第2項により、小学校1年生は35人、小学校2年生～中学校3年生は40人が標準となっている。

国の基準を受け、鳥取県の基準は「鳥取県公立小・中・義務教育・特別支援学校学級編制基準」に基づき、小学校1・2年生は30人、小学校3～6年生は35人、中学校1年生は33人、中学校2・3年生は35人となっている。

3. 鳥取市がめざしている教育・学校のあり方

“ふるさとを思い 志をもつ子”を育て、

“夢と希望に満ちた次代”を“ひらく”！

■基本理念

本市では第10次総合計画⁷における目指す将来像「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」を受けて、子どもたちが、自らの道を選び社会へはばたいていくため、ふるさとへの思いや志をもち、たくましく活躍できる人づくりを進めている。

■基本方針

鳥取市教育振興基本計画⁸では、上記理念に基づき次の3つの取り組みを基本方針としている。

- (1) 学校教育の充実を図り質を高める
- (2) 郷土愛を醸成し豊かな心を育む
- (3) 未来を創造する健やかな体を育む

■本答申との関連

鳥取市教育振興基本計画では(1)に関連しての施策として、小中一貫教育の推進、次代を担う人材の育成、自治力のある集団づくりと自立した子の育成等が挙げられている。これらを実現するためには、学校として一定規模を維持していること、中学校区を基本単位とした地域とともにある学校づくりの枠組み等の環境が用意されていることが重要である。

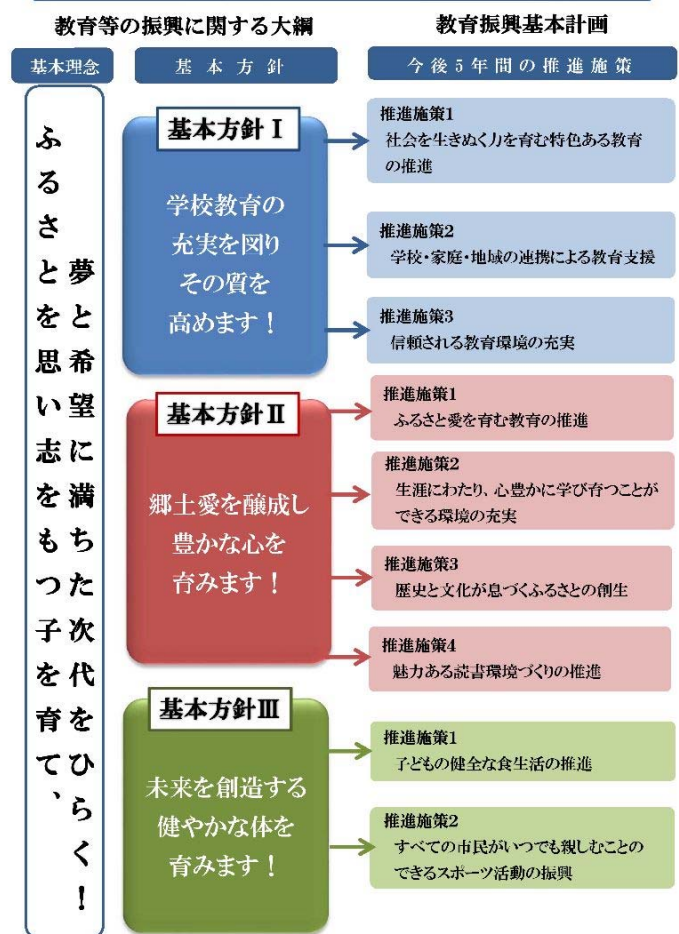
(2)に関連しては、各学校の特色ある教育や生涯学習の拠点としての学校という観点も踏まえ、小規模化により一律に統廃合が行われないよう配慮する必要がある。

さらに(3)に関連して、地域活動の拠点としての学校の役割や防災拠点としての役割も今後一層重視される。

このように、学校の適正規模・適正配置の問題は、子どもたちの教育環境の充実を最優先としながらも、「市民一人ひとりが自己実現できる社会」の実現とのバランスの上で議論されるべきである。

以上のことより、次章以降に述べる学校の適正規模・適正配置の基準を本市全ての学校に一律に当てはめるのではなく、地域の実態に応じた検討がなされるべきである。

鳥取市教育振興基本計画の施策体系



⁷ 第10次総合計画の実施期間は平成28年度～令和2年度の5年間である。

⁸ 鳥取市教育振興基本計画の実施期間は平成28年度～令和2年度の5年間である。

4. 学校適正規模・適正配置の基本的な考え方

本市の教育の基本理念は“ふるさとを思い 志を持つ子”を育てることである。学力の向上、不登校の解消、人工知能を対象とした知識基盤社会への対応等、学校の役割は多様化しているが、何よりもまず、学校は魅力的でなくてはならない。

その魅力の1つは、学校へ行けば多くの仲間がいるということである。子どもたちは、多様な仲間との様々な学びや体験を通して、自分を取りまく人々への感謝や敬愛、命の大切さや善悪の判断などの豊かな心を育てていく。

もう1つの魅力は、様々な大人とのふれあいである。子どもたちは、教師を始め、学校ボランティアや地域のゲストティーチャー等、魅力的な大人との出会いにより、学ぶことの楽しさや、困難を乗り越える尊さを学んでいく。

学校が子どもたちにとってこのような魅力的な場であるために、適正な学校規模や児童生徒数の確保をすることが必要である。

1、適正規模の基本的な考え方

鳥取市立学校の適正規模については、国の基準を考慮しながら、以下の2つの観点から、小・中・義務教育学校別に設定する。

○教育活動の観点から

授業や学校行事、部活動等において、一定の集団規模が確保され、児童生徒一人一人が個性を発揮し、競い合い、協力し合いながら多様な活動を展開することができる学校規模。

○学校運営の観点から

学校運営上必要な免許を持った教職員が配置されるとともに、1つの学年を複数名で担当するなどして教育活動や分掌業務、教員研修等を行うことができる学校規模。

(1) 小学校

小学校においては、各学年2学級以上となることでクラス替えが可能となる。この規模では、1学級当たりの児童数もある程度の人数を確保できることから、以下のような効果が期待できる。

- ・多様な考えにふれさせることができ、切磋琢磨する環境をつくることができる。
- ・学級の枠を超えた習熟度別指導や専科指導等の多様な指導形態をとることができる。

(2) 中学校

中学校においては、各学年3学級以上となることで、クラス替えが可能でなおかつ教職員の人的配置を十分に行うことができる。具体的には以下のようなことが期待できる。

- ・クラス同志が切磋琢磨する教育環境が構築できる。
- ・部活動の種類が確保しやすく、多くの生徒に平等に選択の可能性を確保できる。
- ・免許外指導をなくし、全ての授業で教科担任による学習指導を行うことができる。
- ・経験年数、専門性等バランスの取れた教員配置ができ、教員研修や相談体制が確保できることから、より充実した指導を行うことができる。

(3) 義務教育学校

義務教育学校においては、各学年1学級を確保することで、必要な学校規模となると考える。

- ・全学年とも1学級ずつの学校規模を確保することで、1年生から9年生までが1つの学校に在籍し、異学年交流や合同文化祭、6年生での部活体験を行うなど、義務教育9年間を貫く特色ある教育活動が展開できる。
- ・小・中の教員が同一校に勤務することにより、5、6年生においては一部教科担任制をとるなど、専門性を活かした多様な学習形態をとることも可能である。

2、適正配置の基本的な考え方

小・中・義務教育学校の配置については、鳥取市をいくつかのブロックに分け、ブロックごとの学校数の目安を児童生徒数の将来予測をもとに算出する。ブロック分けについては、鳥取市都市計画マスタープラン⁹における地域生活拠点を考慮しつつ、児童生徒の通学距離、通学時間、通学における安全面の確保に十分配慮する。

(1) 通学距離及び時間に関すること

通学距離・時間とも国の基準同様とする。ただし、通学時間については、公共交通機関の利用、スクールバス等の導入により適切な交通手段が確保できることを前提とする。

(2) その他適正配置に関すること

学校は地域コミュニティの拠点であり、災害時に避難所として活用されること、または地域の特性や歴史等に配慮しなければいけないことから、検討にあたっては特に次の点において考慮することが望ましい。

- 校区と自治会・公民館の区域が整合すること。
- 通学する学校より別の学校が近くにないこと。
- 通学の安全が確保されること。(交通量の多い大きな道路、大きな河川、橋、踏切等)

⁹ 平成29年3月に策定された本市の都市構造や土地利用、都市建設の配置方針等の理念や方向性を示すもの。

5. 学校適正規模・適正配置の基準

学校教育法施行規則には、小学校・中学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準と明記されているが、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない、としている。本市においても、各小中学校は地域コミュニティの拠点として、児童生徒の教育以外にも、防災事業や文化交流の核となっている側面もある。

そういった役割は認めつつも、それにより適正規模を大きく下回る状況が続くことは、本市の児童生徒にとって良好な教育環境を保障することにつながらない。そういった場合、義務教育学校の設置により、一定規模を確保したり、特色ある教育を推進したりすることも期待される。

1、現在の国の基準（学校教育法施行規則 第41条、79条の3）

	小学校	中学校	義務教育学校
1校あたりの学級数	12～18学級	12～18学級	18～27学級

学校教育法施行規則では、小・中学校において全校で12学級以上、義務教育学校においては、18学級以上を標準としている。このことによりクラス替えや、クラス同士が切磋琢磨する教育活動を可能にする。また中学校・義務教育学校後期課程においては、免許外指導をなくし、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったり、部活動の種類を確保したりするために、同学年に複数の教員を配置することが可能となる。

2、本市における適正規模の基準（令和22（2040）年を想定）

	小学校	中学校	義務教育学校
1校あたりの学級数	12～18学級	9～18学級	9～27学級

小学校においては、各学年2学級以上となることでクラス替えが可能となり、子どもたちに多様な考えにふれさせることができ、切磋琢磨する環境をつくることができる。また、学級の枠を超えた習熟度別指導や専科指導等の多様な指導形態をとることができることから、12学級以上を適正と考える。

中学校においては、クラス替えが可能でなおかつ教職員の人的配置を十分に行うことができる必要がある。したがって、9学級以上が適正と考える。

義務教育学校については、9学年分の教職員が配置されることで、多様な学年の児童生徒と触れ合えるだけでなく、多くの大人との触れ合いも可能となる。従って、各学年に1学級が確保されることで適正規模となると考えるが、1学年の児童生徒数の減少については、注視する必要がある。

3、基準を満たさない学校について

概ね20年後（令和22（2040）年ごろ）を想定した場合、本市においては、上記の基準を厳格に運用することにより、広範囲に学校が存在しないということも想定される。学校は地域コミュニティの核という役割もあるという観点から、小規模校でも存続を検討する、義務教育学校の設置を検討するなど、各校区で検討組織を立ち上げて、学校のあり方を考える必要がある。

また、現時点で基準を満たしていなくても、本市の公立学校は、小中連携や地域との連携により、教育環境の充実に努めている。そうした学校については、統合を前提として議論するのではなく、引き続き魅力ある学校づくりに努めつつ、その校区の児

童・生徒が将来的に望ましい規模の学校へ通学できるよう不断の検討がなされるべきである。

一方、現在、あるいは中長期的にみて児童生徒数増加の見込みがなく、1学年の人数が極端に少なくなる(なっている)場合¹⁰は、子どもたちの受ける教育の機会均等、平等性という観点から、学校統合準備のための委員会を設立するなど、児童生徒の望ましい教育環境づくりを優先した議論を進めるべきである。

4、学校適正配置について

学校の配置については、基本的に現在の学校の統合により適正配置を進めることとし、児童・生徒数予測をもとに、以下の基準で適正規模の学校を配置する。

前章、「学校適正規模・適正配置の基本的な考え方」に則り、以下のことに留意し、適正配置の基準を設定する。

- ・基本的に現在の学校の統合により適正規模・適正配置を進める。
- ・「通学路に危険がある」、「自治会・公民館等の区域と校区が一致しない」等校区の見直しが必要な場合は、通学区域の変更も検討する。
- ・児童・生徒数予測をもとに、適正規模の学校を配置する
- ・以下の通り通学距離・時間等の通学条件による適正配置を進める。

区分	国の基準 ¹¹	現在の鳥取市の基準	令和 22 (2040) 年の目安
小学校	4 k m以内をおおよその目安としつつ、交通手段を確保するなどして、おおむね「1 時間以内」。	国の規定である「小学校 4 k m、中学校 6 k m」を基に通学に要する時間を 1 時間以内として、交通手段や安全性も考慮しながら検討する。	4 k m以内をおおよその目安としつつ、交通手段を確保するなどして、通学に要する時間をおおむね「1 時間以内」として、安全性も考慮しながら検討する。
中学校	6 k m以内をおおよその目安としつつ、交通手段を確保するなどして、おおむね「1 時間以内」。		6 k m以内をおおよその目安としつつ、交通手段を確保するなどして、通学に要する時間をおおむね「1 時間以内」として、安全性も考慮しながら検討する。
義務教育学校	6 k m以内をおおよその目安としつつ、交通手段を確保するなどして、おおむね「1 時間以内」。	策定していない。	

¹⁰ 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律第 116 号）によると義務教育諸学校の学級編制基準は都道府県により定めるとされている。鳥取県公立小・中・義務教育・特別支援学校学級編制基準（平成 31 年 2 月 7 日制定）において小学校複式学級の上限を 15 人、中学校複式学級の上限を 8 人、特別支援学級の上限を 7 人としている。

¹¹ 義務教育諸学校等の施設費国庫負担等に関する法律施行令（昭和 30 年）及び手引。

6. ブロックの区分とブロックごとの学校数の目安

■基本的な考え方

- 本市の公立学校の適正配置を進めるために、鳥取市を5つのブロックに分け、ブロック内に何校程度の学校が必要かの目安を示す。
- ブロック内の学校数に関しては、前項の適正規模・適正配置の考え方を基本とする。
- 平成29年3月作成の「鳥取市都市計画マスタープラン」において、地域生活拠点として定められたブロックについては、上記、適正規模の考え方を柔軟に運用する。
- 令和22(2040)年を想定したブロックごとの学校数の目安とする。
 - (1) ブロックの区分については、以下の5つとする。このブロック分けは、本市の人口分布、人口推移、行政区分を考慮したり、地域における各種団体の構成や、地域住民の生活実態の基礎単位を考慮したりしたものである。鳥取市のうち千代川以東の北側を北ブロック、千代川以東の南側を東ブロック、旧八頭郡を南ブロック、千代川以西を西1ブロック、旧気高郡を西2ブロックとする。
 - (2) 学校数の目安については、令和22(2040)年時点で予想される児童生徒数を基に、適正規模が維持できる学校の数を設定する。
 - (3) 令和22(2040)年度の児童生徒数について、3つの方法で推計¹²を行いそれらの最小値と最大値を採ることで幅を持たせることとする。

概ね20年後を想定したブロックごとの学校数の目安

ブロック名 (現在の中学校区)	令和2(2020)年			令和22(2040)年	
	小学校	中学校	義務教育学校	小学校 (含義務教育学校)	中学校 (含義務教育学校)
北 (西中・北中(川東)・中ノ郷中・福部未来学園)	8	3	1	5 ~ 7	4
東 (東中・南中・桜ヶ丘中・国府中)	13	4	0	9 ~ 10	4
南 (河原中・千代南中)	5	2	0	1 ~ 2	1 ~ 2
西1 (北中(川西)・高草中・湖東中・湖南学園・江山学園)	8	2	2	5 ~ 6	4
西2 (気高中・青谷中・鹿野学園)	5	2	1	1 ~ 3	1 ~ 3
合計	39	13	4	21 ~ 28	14 ~ 17

¹² ① 市町村合併の翌年であり、鳥取市全体の人口が減少し始めた平成17(2005)年度から令和2(2020)年度まで16年間の児童生徒数の年次推移をもとに、減少傾向を直線関数、指数関数、対数関数の3つに回帰させた上で、その中からブロックごとに最も適合度のよいものを選択しその回帰式にあてはめ、値を推計したものである。

② ①について、平成23(2011)年度から令和2(2020)年度の直近10年間の児童生徒数から推計したものである。

③ 直近2回分の人口データ(全国小地域別将来人口推計システムでは平成17(2005)年と平成22(2010)年の国勢調査の人口データ)から子ども・女性比とコーホート変化率という2種類の人口統計指標を算出し、これらが将来にわたって一定であるという仮定のもとで将来人口を推計したものである。(鳥取大学工学部社会システム土木系学科の福山研究室のご協力をいただいた。)

(1) 北ブロック【西中・北中（千代川東）・中ノ郷中・福部未来学園校区】

北ブロックは、各種都市機能が既に集積し、公共交通の利便性も高い千代川以東の北側の市街地と農業や観光業が盛んで、地域生活拠点にも指定されている福部地域を含むブロックである。

現在マンションや戸建て住宅の建設が進んでいるが、今後、高齢世帯の増加や中心市街地の空洞化により、学齢児童・生徒の減少も懸念される。

本ブロックにおいて、令和2年度時点で、適正規模を満たしていない学校が小学校において6校存在する。



【児童・生徒数等の現状と推計】 令和2（2020）年度→令和22（2040）年度

小学校	【R2】			【R22】		
	児童数	学級数		全児童数	全学級数	学校数
久松	269	10	➔	1,800 ～ 2,300	60 ～ 78	5 ～ 7 (含義務教育学校)
醇風	271	11				
遷喬	109	6				
富桑	179	8				
城北（川東）	462	18				
明德	139	6				
浜坂	611	20				
中ノ郷	220	9				
福部未来学園(前期)	133	6				
計	2,393	94				

中学校	【R2】			【R22】		
	生徒数	学級数		全生徒数	全学級数	学校数
西	277	9	➔	900 ～ 1,100	30 ～ 36	4 (含義務教育学校)
北（川東）	385	12				
中ノ郷	390	13				
福部未来学園(後期)	70	3				
計	1,122	37				

合計 3,515人

(2) 東ブロック【東中・南中・桜ヶ丘中・国府中校区】

東ブロックは、千代川以東の南側のブロックで、商業地区、工業地区、住宅地区を含み校区により、人口が増える地域や大幅に減少する地域を抱えるブロックである。

本ブロックにおいて、令和2年度時点で、適正規模を満たしていない学校が小学校8校、中学校1校存在する。



【児童・生徒数等の現状と推計】令和2（2020）年度→令和22（2040）年度

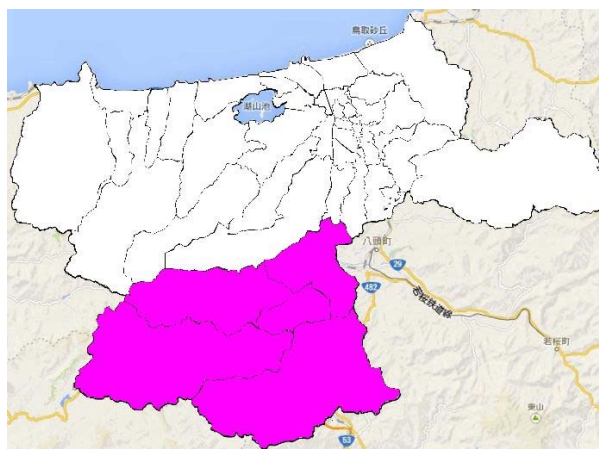
小学校	【R2】			【R22】		
	児童数	学級数		全児童数	全学級数	学校数
修立	247	11	➔	3,000 ～ 3,500	102 ～ 120	9～10 (含義務教育学校)
日進	243	11				
稲葉山	197	7				
美保	616	20				
倉田	108	6				
面影	411	15				
米里	169	6				
津ノ井	219	11				
岩倉	478	17				
美保南	558	19				
若葉台	229	11				
宮ノ下	278	12				
国府東	79	6				
計	3,832	152				

中学校	【R2】			【R22】		
	生徒数	学級数		全生徒数	全学級数	学校数
東	416	14	➔	1,500 ～ 1,700	51～57	4 (含義務教育学校)
南	722	22				
桜ヶ丘	526	17				
国府	213	7				
計	1,877	60				
合計	5,709人					

(3) 南ブロック【河原中・千代南中校区】

南ブロックは、本市の南側の中山間地域に位置し、総合支所周辺に主要施設が集まりつつも、住民の居住ブロックは広く点在する地域である。いずれの校区も大幅な人口減少が予想されている。

本ブロックにおいて、令和2年度時点で、適正規模を満たしている学校はなく、複式学級がある小学校が2校存在する。



【児童・生徒数等の現状と推計】令和2（2020）年度→令和22（2040）年度

小学校	【R2】			【R22】		
	児童数	学級数		全児童数	全学級数	学校数
河原第一	214	8	➔	310 ～ 370	12 ～ 18	1 ～ 2 <small>(含義務教育学校)</small>
西郷	29	4				
散岐	70	6				
用瀬	146	7				
佐治	38	4				
計	497	29				

中学校	【R2】			【R22】		
	生徒数	学級数		全生徒数	全学級数	学校数
河原	158	6	➔	180 ～ 190	6 ～ 9	1 ～ 2 <small>(含義務教育学校)</small>
千代南	94	4				
計	252	10				

合計 749人

(4) 西1ブロック【北中(千代川以西)・高草中・湖東中・湖南学園・江山学園校区】

西1ブロックは、千代川以西北側のブロックで、北部は商業が盛んで、住宅地も増加している。一方南部は今後、大幅な人口減少が危惧される。

本ブロックにおいて、令和2年度時点で、適正規模を満たしていない学校が小学校3校存在し、うち2校には複式学級が存在する。



【児童・生徒数等の現状と推計】 令和2(2020)年度→令和22(2040)年度

小学校	【R2】			【R22】		
	児童数	学級数		全児童数	全学級数	学校数
城北(川西)	115	6	→	1,500 ~ 2,000	54 ~ 66	5 ~ 6 (含義務教育学校)
賀露	313	12				
大正	150	6				
東郷	29	4				
明治	29	4				
世紀	329	12				
湖山	412	15				
末恒	263	12				
湖山西	288	12				
湖南学園(前期)	91	6				
江山学園(前期)	137	6				
計	2,156	95				

中学校	【R2】			【R22】		
	生徒数	学級数		全生徒数	全学級数	学校数
北(川西)	43	3	→	700 ~ 1,000	27 ~ 33	4 (含義務教育学校)
高草	263	9				
湖東	637	20				
湖南学園(後期)	51	3				
江山学園(後期)	90	3				
計	1,084	38				

合計 3,240人

(5) 西2ブロック【気高中・青谷中・鹿野学園校区】

西2ブロックは、鳥取市西部の中山間地ブロックで、気高・青谷・鹿野がそれぞれ本市都市計画マスタープランの地域生活拠点に指定されている。過疎化による急激な人口減少が進んでいる。

本ブロックにおいて、令和2年度時点で、適正規模を満たしている学校はなく、複式学級がある小学校が3校存在する。



【児童・生徒数等の現状と推計】 令和2（2020）年度→令和22（2040）年度

小学校	【R2】			【R22】		
	児童数	学級数		全児童数	全学級数	学校数
宝木	71	5	➔	380 ～ 570	18 ～ 24	1 ～ 3 (含義務教育学校)
瑞穂	47	5				
浜村	227	11				
逢坂	30	4				
青谷	181	8				
鹿野学園（前期）	153	7				
計	709	40				

中学校	【R2】			【R22】		
	生徒数	学級数		全生徒数	全学級数	学校数
気高	184	6	➔	220 ～ 290	9 ～ 12	1 ～ 3 (含義務教育学校)
青谷	105	4				
鹿野学園（後期）	76	3				
計	365	13				
合計	1,074人					

7. 早急に議論が必要な学校区のあり方について

ここまでは、将来の児童・生徒数推計をもとに、単純試算での学校数の目安・ブロック分けを示してきた。将来の状況は可変的であるので、状況を見極めながらあくまでも20年後を想定して結論を出すべきと考える。

しかしながら、このあと述べる校区については、第13期鳥取市校区審議会中間まとめ（平成29年10月31日）にも示したように、現時点で議論が必要な学校区に関する検討課題が残されている。今回の5つのブロック分けを参考にして早急に検討組織を立ち上げ議論を開始すべきと考える。

1. 千代川以西の城北小学校区（千代川以西エリア¹³）を含む西1ブロック全域

このブロックにおいては、短期的には、以下に述べる千代川以西の城北小学校区に関する課題、明治小学校、東郷小学校の小規模化、大正小学校、世紀小学校の老朽化、中長期的には、高草中学校、湖南学園の小規模化といった課題があり、総合的な解決が求められる。

（1）千代川以西の城北小学校区についての議論の経過

○平成25年1月 第11期鳥取市校区審議会 中間とりまとめ（抜粋）
〈千代川左岸の城北小学校区（南安長、緑ヶ丘等）について〉

この地域は、昭和50年代から行われた民間の宅地開発や土地区画整理事業によって宅地化が進んだことにより、校区のあり方としては合理的でない状況となっている。すなわち、小学校区の境界が町界や主要な道路によらず複雑な形状になっていること、および、城北小学校の校区としている地域については、小学校への通学距離が世紀小や大正小への距離より長く、さらに八千代橋を渡って通学しなければならないことが主な問題である。また、城北小学校区については中学校区が北中であるので、校区の形状・学校の配置としては適切とは言えない。さらに、公民館の区域が小学校とは異なることもあり、地域活動の面などでも改善が必要である。

○平成27年4月 第12期校区審議会「中間まとめ」

「早急な議論が必要な学校区」として、「千代川以西エリア」を明記。

○平成27年6月 第12期校区審議会

南城北自治会から出されている「南安長区域全体を城北校区とすることへの要望書」に対する取り扱いについて審議。

○平成27年11月 第12期校区審議会「千代川以西エリアの校区のあり方について」中間答申（抜粋）

千代水、商栄町、安長、南安長、緑ヶ丘に係る校区問題に関しては、昭和50年12月に高草中学校の校区に変更する答申が出されているが、複雑な歴史的経緯と背景を有し、実施には至っていない。地理的に大きな区切りがあるにもかかわらず大河千代川を渡って距離の長い学校に通学させることは、児童生徒の安全と通学に要する負担を考えると不合理である。現在の児童生徒の保護者、子どもを将来対象学校に通わせることになる幼児の保護者をはじめ、関係者から丁寧に聴き取りを行い、今後の最も望ましい校区のあり方についてじっくりかつ早急に意見交換し、慎重かつ迅速に合意形成をはかることが肝要である。場合によっては、教育委員会に留まらず、市長部局の関連部署等と連携して、協議会などを設ける必要がある。

¹³ ここでの「千代川以西エリア」とは、千代川左岸の小学校区の境界が町界や主要な道路によらず複雑な形状になっていることにより、公民館区、自治会区、校区が一致しないエリアのことである。

- 平成 29 年 3 月 第 13 期校区審議会 城北小学校・千代川以西エリア視察
- 平成 29 年 10 月 第 13 期校区審議会「中間まとめ」
- 平成 30 年 7 月 千代川以西エリアの校区のあり方について（要望）

千代水地区自治会より鳥取市教育委員会へ提出される。

- 1、小学校・中学校とも校区は現状のままとすること。
- 2、子どもたちの安全な通学手段が確保されるよう対策を講ずること。
- 3、保育園の新設を要望すること。（市長部局との連携）

- 平成 30 年 7 月

鳥取市教育委員会において、「第 14 期校区審議会に諮問し、審議会の答申を受けて、最終的に教育委員会が方針を決定する」と回答。

（２）本エリアの課題

本エリアは、昭和 50 年代から始まった民間の宅地開発や土地区画整理事業で宅地化が進んだことで、校区のあり方として合理的でない状況になっている。

1 つ目に、児童生徒に八千代橋を渡って通学させることについての不安がある。現在、暴風時には、小学校において教職員や学校安全ボランティアが児童に付き添うなどの対応がとられているが、あくまでも応急的な対応であり適切とはいえない。

安全面から課題を抱えていることは、第 12 期校区審議会中間答申でも指摘してきたところであるが、その後も、突発的豪雨や台風等がある度、臨時休校や集団下校を行っている。

日常の登校時は集団登校であるが、登校班に高学年が少ない班があったり、低学年児童が遅れて登校する場合があったりするなど、危険を伴った登校となっている。下校時に強風であった場合は学年ごとに集団下校を行っているが、その都度教職員が八千代橋を往復するなどしている¹⁴。突発的な雷雨等の場合は送迎可能な保護者のみが橋のたもとまで児童を迎えに来るといった現状もあり、危険性や平等性が解消されないまま、地域ボランティアや教職員の支援に子どもたちの安全を委ねる形となっている。

【千代川以西エリアの登校班別城北小学校児童数】

令和 2 年度 5 月現在、千代川を越えて通学する児童は、下記の表に示す通り、121 名である。

南城北団地(南安長 1 丁目)	32
南安長 2 丁目	13
商栄町・安長扇町	13
安長	14
安長団地	35
緑ヶ丘	14
合計	121

また、中学校においても部活動を終えた後、日没近くに河川を渡って下校するという状況がある。特に冬季は部活動を終えて帰宅すると暗くなり、防犯上の問題が指摘されている。

2 つ目に、小学校への通学距離が世紀小や大正小への距離より長い地域があったり、中学校への距離が遠かったりして、中学校区としての形状が適切とは言えない状況となっている。特に中学校においては、近隣中学校を横目に見ながら通学するといった状況もある。現在城北小学校区となっている南安長 1 丁目から城北小学校までの通学距離は約 2.2 km、通学時間は 30 分程度となっている。また、現在の中

¹⁴ 過去数年を見ても、強風等で職員が付き添わねばならないほど危険な状況がたびたび発生している。

学校区である北中学校までは、約 3.9 km、通学時間は 55 分程度を要している¹⁵。

3つ目に小学校区の境界が町界や主要な道路によらず複雑な形状になっていることにより、公民館区、自治会区、校区が一致しない状況がある。また、町内会が組織されていない区域も存在する。地域と学校が連携・協働することは、子どもたちの教育に大きな役割を果たすだけでなく、地域の活性化や災害等の非常時においても力を発揮するものであるが、現状では地域と学校の連携体制が取りにくい状況がある。



【千代川以西エリアの公民館区と町内会及び小学校区の関係】

公民館区	町内会(小学校区)
千代水地区	安長(城北小)、安長団地(城北小)、安長扇町(城北小)、南隈(賀露小)、商栄町(城北小)、 緑ヶ丘3丁目(城北小・世紀小)
城北地区	南城北(城北小)
大正地区	服部(大正小)、野寺(大正小)、菖蒲(大正小)、山ヶ鼻(大正小)、古海上(大正小)、古海1区(大正小)、古海2区(大正小)、 古海3区(大正小・世紀小) 、古海4区(大正小)、緑ヶ丘1区(大正小)、緑ヶ丘2区(大正小)、 高草団地(大正小・世紀小) 、徳吉団地1区(世紀小)、徳吉団地2区(世紀小)、徳吉団地3区(世紀小)、徳尾(世紀小)、徳尾ニュータウン(世紀小)、 南城北(大正小・世紀小)

※町内会が組織されていない、あるいは公民館区に属さないため、この表に記されていない単位組織も存在する。

※赤字は、「同一町内会の中でも複数の学校区となっている」又は「町内会の大部分を占める学校区と異なっている」町内会を示す。南城北は、南安長1丁目の大部分と緑ヶ丘1丁目の一部で構成されている。千代川以西で城北地区自治会に属する唯一の町内会である。

※上記表及び次ページ図のとおり、千代水地区自治会は、3つの小学校区をまたいで構成され、

¹⁵ 緑ヶ丘2丁目付近から高草中学校までは、通学距離約0.4 km、北中学校までは約3.9 km程度である。

大正地区自治会は2つの校区をまたいで構成されていたりするなどしている。小学校区を考慮して居住地を決めたという住民もいる反面、地域の行事に参加しにくい、緊急時の避難所に迷う、子どもが小さい間は同一地区であれば同一の学校に通わせたいといった意見も聞かれる。

(3) 本エリアを含む西1ブロック全域に関する校区審議会の見解

平成30年に千代水地区自治会より要望が出されているように、本来「地域とともにある学校」という視点から見ると、千代水地区に保育所や小学校が存在することが望ましい。しかしながら、今後の児童生徒数の推移を見ると、千代水地区単独で保育所や学校を設置することは難しいと考えられる。同様に本ブロックの中には、今後単独での存続が難しい学校が複数存在する。

このブロックの課題を整理すると、明治小学校、東郷小学校の小規模化が切迫していること、大正小学校、世紀小学校が老朽化してくること、中長期的には、高草中学校、湖南学園が小規模化することである。課題が生じるたびに地域で検討し、要望書を提出し、教育委員会に決定を促すという方法もあるが、その都度、校区の変更を余儀なくされたり、移行措置を行ったりすることは、何よりも子どもたちの安心安全を優先するという本審議会の基本的な考えからすると好ましくない。

いつまでも安心して子どもたちが学ぶことができ、安心して子育てができる町づくりという観点で総合的に判断すると、現在の世紀小学校、大正小学校、高草中学校周辺に学校を新設することが最善であると考えられる。

しかしながら、学校が消滅する地区があったり、明治小・東郷小の児童にとっては通学距離が大幅に延びたりするといった問題もあるので、他の案についても様々な課題を踏まえ、教育委員会や関係部局の協力のもと、関係地区での協議が行われるべきである。



以上のことより、千代川以西エリアに居住し、城北小学校、北中学校に通学している児童生徒は、移行期間を設けた上で、千代川西側の小中学校あるいは周辺の学校を統合した新設の学校に通学することとする。

学校を新設する場合は、それぞれの校区の魅力を活かしながらも、次代の子どもたちに必要な力を見据えた新しいタイプの学校について検討する。

○これによって千代川以西における3つの課題解決につながる。

- ・千代川以西エリアの児童生徒が千代川を渡ることなく登下校でき、危険性が大きく低下する。
- ・千代川以西エリアの小学生、中学生ともに通学距離の短縮が期待できる。このことは、交通安全の点からだけでなく、通学時間の短縮により、防犯上の点からも以前より危険性が低下する。
- ・校区と公民館区を一致させることで、地域と学校の連携・協働を促すことができる。このことは、子どもたちの教育に大きな役割を果たすだけでなく、地域の活性化につながることを期待できる。また、災害等の非常時においては、このエリアの住民は千代川を渡ることなく、新設の学校へ避難することが可能となる。

- さらに学校を新設した場合は、本ブロック全体において、中長期的に広域の課題にも対応できる。
- ・西1ブロックの全ての児童生徒が中長期に渡り適切な規模の学校に通学できる。
 - ・地域の願いやこれからの時代に応える新しいタイプの学校を新設することができる。

○新しいタイプの学校とは、以下のような学校が想定される。

- ・少子化、人口減少社会を前提とした持続可能なまちづくりの中心拠点となるような、文化、スポーツ、福祉機能等を総合的に兼ね備えた複合施設としての学校。

これにより、地域から要望の出ている保育施設等も一体化した幼保小中一貫の学校という可能性も生まれる。また、就学前から、地域の人やものを活用して学びを推進することができ、ふるさとを思い、地域を担う人材を育成することができる。

- ・本市にすでに4校設置されている義務教育学校、あるいは小中一貫校。

先行している4校に学ぶことができ、保護者や地域住民の声を丁寧に聴き、新しい学校づくりを行うことができること、教育課程の特例制度を活用し、柔軟な学年段階の区切りの設定や、小中学校段階の9年間を一貫させた教育課程の編成ができること、長期に渡り児童生徒数の確保ができることなどの利点がある。

- ・学力の二極化、不登校、個別に支援を必要とする児童生徒の増加等、現代の教育課題への対応と小中一貫教育、グローバル教育、多文化共生教育、ICTの活用等将来を見据えた教育に対する先進的な取り組みを集積し、その実践モデルを若手教員の育成や本市全体の学校教育に生かすシステムを備えた本市の教育研修センター的な役割をもつ学校。

これは、将来の交通事情を考慮するとこのエリアの地理的優位性が生かせる点においても魅力的である。

- ・拠点校と集落対応型小規模校¹⁶。

中山間地に居住しても、島しょ部に居住しても等しく公教育が施されてきたのが日本型教育の誇るべき点である。この長所を損なうことなく、誰もが長期的に安心して子育てができ、学ぶことができる方法として、新設校には従来の学校設備を、小規模化した学校にはそれに準じた設備を置き、少人数での学習は最寄りの学校で、拠点校では集団での学び合いを行うといった方法もある。オンライン学習のためのネットワーク整備やスクールバス等の条件整備により、大いに実現可能な学校形態であると言える。

いずれも、実現には様々な課題があると考えられるが、このような仕組みを部分的に取り入れたり、地域の実態に合うように修正したりして、子どもも大人も安心して暮らすことができる学校形態を模索することが重要である。

本審議会では、このブロックの今後の学校のあり方について方向を決定づけるのではなく、本市の教育施策と地域での話し合いとの擦り合わせの上、子どもたちの安心安全が確保される学校が創設されることを望むものである。子育てに直接関わらない世代の方々も、住みよいまちづくりに関わるチャンスととらえて、広く議論に参加することで、将来的にこの地域を担っていく人材を育成することができると思う。

¹⁶ 宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町では、町内全ての小学校が小規模校となったため、各学校において日常的に少人数指導となり、きめ細やかな教育が実践されている。一方、授業内容によっては大人数の方が効果が高い授業が、各学校では実施できないとして、町内全学校を集めてG授業と称する大人数授業も行っている。

【留意事項】

- ① 千代川以西エリアの住民の中には、近隣に学校建設を希望する声もあれば、中途での校区変更についての混乱を危惧する声もある。また、自治会の希望により公民館区変更を行ったという経緯もある。それらのことを踏まえると学校の新設については、学校の設置者である教育委員会と地域住民、関係機関との丁寧な協議を経て行われる必要がある。これには相当の時間を要すると考えられるが、一方で児童生徒の危険回避は一刻も早く行われるべきである。従って地域との協議が進行している間も、教育委員会は例外的に本エリアの児童生徒に対しては、学校選択制の導入等を検討すべきである。これに伴い、次のようなスケジュールを提案する。

○検討の結果、学校を新設することとなった場合

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7～12 (2025～2030) 年頃	令和12 (2030) 年頃
児童・生徒		学校選択制開始				学校選択制終了
保護者・地域組織	各校にて検討組織設立	新設校についての検討終了	新設校準備委員会設立	学校種・建設地要望		校区変更完了
教育委員会	地域説明会・通学先変更希望者調査	新設校の設置について決定		学校種・建設地決定	新設校開校	

移行期間 

○検討の結果、学校を新設しないこととなった場合

移行期間を経た後、2030年頃をもって校区変更を完了し、教育委員会の指定する千代川以西の学校へ通学する。

- ② 学校を新設することとなった場合、地域の学校が消滅したり、児童によっては通学距離が大幅に延びたりするといった課題もある。教育委員会は様々な課題に対して、保護者、地域住民と丁寧に協議するための機関をつくり、十分な議論を行うことが必要である。
- ③ 明治小学校、東郷小学校では、「小規模校転入制度」¹⁷を導入しており、制度の存続についても検討が必要である。

¹⁷ 他の校区の児童生徒にも小規模校の特色を活かした教育が受けられるように一定の条件のもと入学・転学を認める制度。本市では令和2年度現在、小学校6校、義務教育学校4校が実施している。(別紙5)

2、小規模小学校

【西郷小学校・散岐小学校・佐治小学校・明治小学校・東郷小学校】

いずれの小学校においても現在複式学級を擁していたり、今後6学級以下となる見込みであったりし、将来的にはさらに減少することも推測され、小規模化に伴う教育効果が懸念される。

しかしながら、文部科学省が策定した「手引」によると、教育の機会均等とその水準の維持向上という義務教育の本旨から学校統合を基本としながらも、一方で山間僻地、離島といった地理的要因、過疎地など学校が地域コミュニティの存続に決定的な役割を果たしているといった小規模校を存続することについても触れている。

さらに、本市では平成17年度から「小規模校転入制度」を実施しており、上記5校も該当校である。

それらを踏まえ、上記の学校を含むブロックでは、将来を担う子どもたちにとって最善の学校のあり方を検討するための組織を早急に立ち上げるべきである（一部すでに立ち上がっている地域もある）。

3、中心市街地の小学校区

中心市街地の小学校は学校間の距離が短く、特に久松小、醇風小、遷喬小は近接している。その他の学校も、20年後を見通した場合は、児童数の減少は避けられない状況である。したがって、先に示した5つのブロック分けを念頭に再編を検討すべきである。その際、周辺の小学校区や中学校区の再編にも関連することから、早急に検討組織を立ち上げ、具体的な検討を開始すべきである。

8. 今後の具体的な取組方策について(留意事項)

本論で述べたように、それぞれの地域で子どもたちのため、そして地域を活性化するため、学校のあり方の検討は待ったなしである。本答申はその検討の材料として適正規模やブロック分けについて提案するものである。従って以下の点に留意いただき各地域で早期に議論が開始されることを望むものである。

(1) 地域による検討組織の立ち上げ

- ・本答申におけるブロックごとの学校数の目安は、3種類の推計方法を用いたものではあるが、幅は大きく今後の実際の推移はいずれのブロックにおいても不透明である。したがって、基準に満たない校区は一律に統合等を前提に検討するのではなく、小・中学校が地域コミュニティの中心的な役割や機能を有していること、また地域防災の拠点となっていることも踏まえ、地域住民による検討組織を立ち上げ、保護者や地域住民の学校に対する思いに配慮して議論を進めていく必要がある。

(2) 検討組織での議論

- ・検討組織は、地域代表や保護者代表だけでなく、未就学児の保護者や今後地域を担う若者など、幅広い人材から構成され、地域の学校配置案について検討を行うべきである。
- ・学校の配置変更、統合等に伴い、通学路が変更となる場合は、学校や関係機関との連携の下、通学路の危険個所を解消するなど、安全・安心な通学環境についても検討する必要がある。
- ・通学距離、通学時間が基準を超えることになる児童生徒については、スクールバスの運行をはじめとする多様な通学手段の確保についても検討が必要である。
- ・過小規模の学校の廃止を前提とするのではなく、分校形式で学校を残し、必要に応じて本校に集まり学習を行ったり、インターネット通信を活用した学習を行ったりするようなスタイルを検討するなど、時代の変化に合わせた学校のあり方の検討も必要である。

(3) 地域住民への丁寧な説明

- ・今後の学校のあり方について検討する際、地域住民からの意見聴取やアンケートを実施するなど、その意見を反映し学校配置案が丁寧な議論の下に策定されることが望まれる。
- ・検討組織は、地域住民への説明の機会を設定するなどし、議論の過程が明らかになるような工夫をすることが望まれる。

(4) 適正規模を満たしていないが地域の実態により学校を存続する場合

- ・検討組織の議論により、適正規模を満たしていないが、学校存続が選択された場合は、児童生徒の教育環境に十分に配慮した魅力ある学校づくりに努めつつ、その校区の児童・生徒が将来的に適正な規模の学校へ通学できるよう、不断の検討がなされるべきである。

(5) その他の留意事項

- ・本市教育の基本方針である小中連携の観点から、1つの小学校から同一の中学校に進学できるような学校配置のあり方を基本とする。
- ・学校の配置に関しては、吸収統合ではなく、新設の学校を検討する(新設の学校とは直ちに校舎を新築することを意味するものではない)。

9. おわりに

本審議会では、平成 30 年 10 月に鳥取市教育委員会から「鳥取市全域の市立小・中学校・義務教育学校の学校配置及び校区の設定について」諮問を受け、主に中長期的な鳥取市の公立学校のあり方について審議してきた。本市全体の将来を大きく左右するものであり、審議を終えて益々身の引き締まる思いである。

審議の終盤には新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大し、本市の子どもたちも一斉休校や分散登校を経験した。こうした中で、国では感染対策のための少人数指導や遠隔教育が検討されるなどしたため、本審議会でも学校の適正な規模や役割とは何かをもう一度考えながらの議論となった。

今回の新型コロナウイルス感染症に対する議論に象徴されるように、これからの子どもたちは、AI 等先端技術がどんなに発達しても、それだけでは解決できないいわゆる「正解のない問い」に出会っていくことになる。そういったとき、他者と協働し、知恵を出し合いながら、たくましく立ち向かう鳥取市の子どもたちであってほしい。そのためには、学校によって出会う友達の数が極端に少なかったり、実現できる授業形態が限られたりすることは避けるべきである。これを大人社会の力で改善できるのであれば、早い段階からそれに向けて議論を開始すべきである。そして、教育の機会をできる限り平等に保障する努力を続けていきたい。

今回の答申は、本市全体を 5 つのブロックに分けて、全ての校区で議論を開始していくとしている。どのブロックでも一時的に痛みを伴う議論となるかもしれない。しかしそのどれもが、まだ我々も出会ったことのない子どもたちの笑顔を創っていくための議論である。子どもの元気は大人の元気の源である。本市発展の鍵は教育である。教育委員会には子どもたちの未来を最優先にしつつも、地域が元気になる組織づくりに向けて最大限の支援をお願いしたい。

最後に新型コロナウイルス感染症の早期収束と子どもたちに通常の学校生活に戻ることを祈っておわりの言葉としたい。